

## 指定障害福祉サービスの事業等に係る基準を定める条例の整備について

## 1 概要

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行にともない、平成 24 年度中に、障害者自立支援法(平成 25 年 4 月からいわゆる「障害者総合支援法」)及び児童福祉法に定めるサービス事業所や施設等に係る従業者や設備及び運営に関する基準について必要な条例の整備を行うもの。

## 2 定めるべき基準となる法律及び厚生労働省令

法律	省令	
(1) 障害者自立支援法	43 条	① <u>指定障害福祉サービスの事業等の人員</u> 、設備及び運営に関する基準
	44 条	② <u>指定障害者支援施設等の人員</u> 、設備及び運営に関する基準
	80 条	③ 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準
	84 条	④ 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準
	80 条	⑤ 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準
		⑥ 福祉ホームの設備及び運営に関する基準
(2) 児童福祉法	21 条の 5 の 18	① <u>指定通所支援の事業の人員</u> 、設備及び運営に関する基準
	24 条の 2	② <u>指定障害児入所施設等の人員</u> 、設備及び運営に関する基準
	45 条	③ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

## 3 整備する内容等

これまで厚生労働省令により全国一律とされていた基準について、障害者自立支援法及び児童福祉法において「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」に分類され、それに基づき、都道府県(政令市・中核市)において条例の整備(制定、改正)を行うこととされたが、分類とその考え方は次のとおり。

分類	考え方
従うべき基準	必ず適合しなければならない基準 当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
標準	通常よるべき基準 当該基準を標準としつつ、合理的な理由の範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許されるもの
参酌すべき基準	十分参照しなければならない基準 当該基準を十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許されるもの

#### 4 法による規定

どのような項目が、従うべき基準、標準又は参酌すべき基準に該当するかは、障害者自立支援法及び児童福祉法において示されており、その内容は概ね次のとおり。

##### (1) 障害者自立支援法

- 指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準
- 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準
- 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準
- 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準
- 福祉ホームの設備及び運営に関する基準

分類	考え方
従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従事する(配置する)従業者及びその員数</li> <li>・ 事業に係る居室(及び病室)の床面積</li> <li>・ 運営に関する事項であって、障害者又は障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害者等の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの</li> </ul>
標準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業に係る利用定員</li> </ul>
参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他の事項</li> </ul>

- 指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準

分類	考え方
従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従事する従業者及びその員数</li> <li>・ 事業に係る居室の床面積</li> <li>・ 運営に関する事項であって、障害者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの</li> </ul>
参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他の事項</li> </ul>

(2) 児童福祉法

● 指定通所支援の事業の人員，設備及び運営に関する基準

分類	考え方
従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 従事する(配置する)従業者及びその員数</li><li>・ 居室及び病室の床面積その他設備に関する事項であって障害児の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの</li><li>・ 運営に関する事項であって，障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの</li></ul>
標準	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業に係る利用定員</li></ul>
参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・ その他の事項</li></ul>

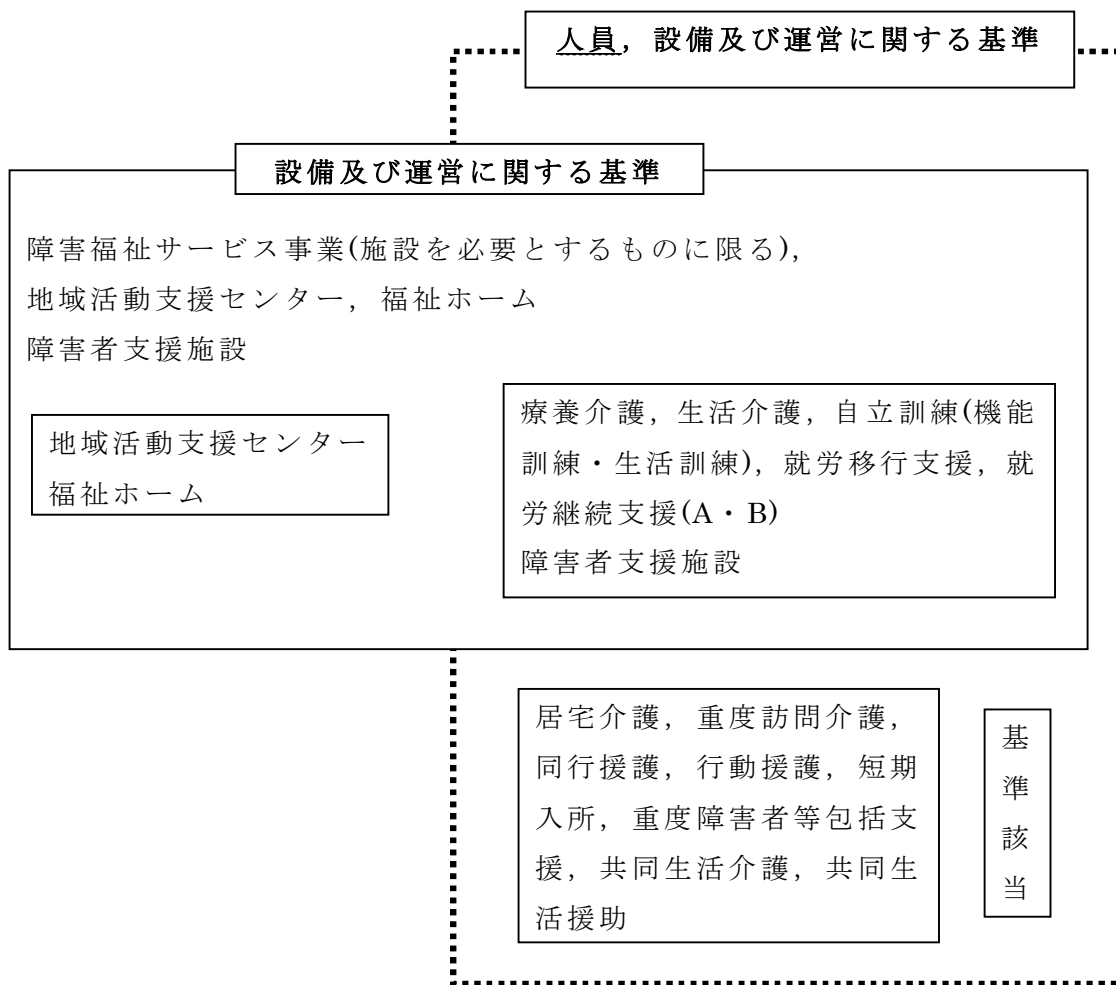
● 指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準

分類	考え方
従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 従事する従業者及びその員数</li><li>・ 居室及び病室の床面積その他設備に関する事項であって障害児の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの</li><li>・ 運営に関する事項であって，障害児の保護者のサービスの適切な利用，適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの</li></ul>
参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・ その他の事項</li></ul>

● 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

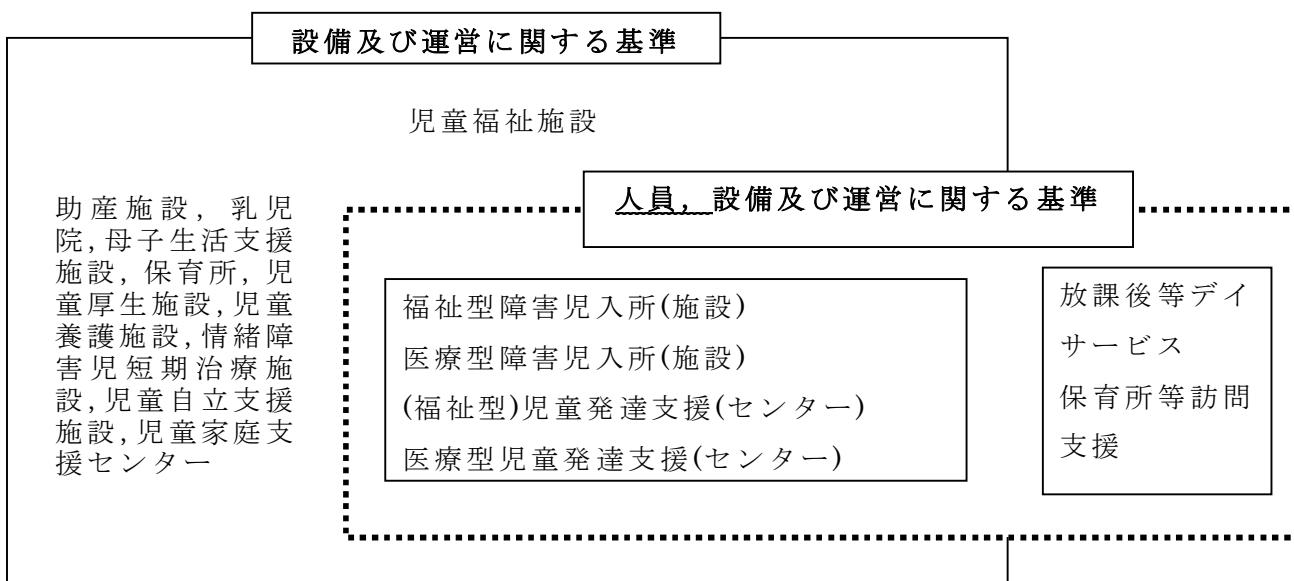
分類	考え方
従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 配置する従業者及びその員数</li><li>・ 居室及び病室の床面積その他設備に関する事項であって児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの</li><li>・ 運営に関する事項であって，児童（助産施設にあっては，妊産婦）の適切な処遇及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの</li></ul>
参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・ その他の事項</li></ul>

5 障害者自立支援法に係る「人員、設備及び運営に関する基準」と「設備及び運営に関する基準」の適用関係のイメージ



多機能型事業所に関するものは省略。

6 児童福祉法に係る「人員、設備及び運営に関する基準」と「設備及び運営に関する基準」適用関係のイメージ



施設名とサービス名が異なるものは( )で表示。多機能型事業所に関するものは省略。